

第53回下妻市新型コロナウイルス感染症対策本部会議決定事項 (令和4年2月10日開催)

1月9日に始まった国のまん延防止等重点措置の対象は、茨城県を含む35都道府県まで拡大しています。

茨城県は1月31日、県独自の新型コロナウイルス対策指針「茨城版コロナNext」について、感染急拡大による病床稼働数の増加などから、県全体のステージを4段階中2番目に高い「ステージ3」へ引き上げました。

本市においては、学校や保育施設等での感染拡大や、直近一週間の感染者数が233人に上るなど、依然拡大が続いている状況です。

本市では、感染状況及び国・県の方針を受け、以下のとおり対応することとします。

本市の対応について

(1) 公共施設等について

- 運動施設等（運動施設等を伴う施設においては当該部分）の閉鎖期間を、2月20日（日）まで延長することとする。

なお、茨城県へのまん延防止等重点措置の期間が延長された場合には、その期間に合わせて、再度、閉鎖期間を延長することとする。

(2) 公共施設等の喫煙所及び喫煙スペースについて

- 公共施設等の喫煙所及び喫煙スペースについては、不特定多数の方が利用し、マスク非着用となることや、三密が生じる空間であることなど、感染リスクが高まることが懸念されることから、当面の間、閉鎖することとする。

※上記決定事項については、感染状況等や国・県の動向により変更となる場合があります。